

岐阜県再造林地におけるシカ捕獲支援事業実施要領

令和8年4月1日 森経第30号林政部長通知

第1 趣旨

岐阜県内に生息するニホンジカ（以下、シカという。）の個体数は依然として高い水準で推移しており、生息域も拡大している。県内ではシカ捕獲が進められているものの、再造林地は居住エリアから遠く、アクセスも容易でないこと等から、捕獲が進みづらい。この結果、シカ防護柵等の獣害防止施設等を整備している再造林地においても造林木が食害を受ける等の被害が発生している。

今後、森林資源の充実に伴い、主伐・再造林の増加が見込まれる中、伐採後の更新が困難な森林が発生することにより、森林の持つ公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがあるため、再造林地におけるシカ捕獲を推進する。

本事業の事務の取扱については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容

要綱別表第1に定める事業内容は、次のとおりとする。

- 1 わな捕獲体制整備支援
森林所有者や林業事業体等のわな捕獲体制の整備の支援
- 2 わな捕獲関連施設等整備支援
捕獲に必要な誘導柵、捕獲場所、捕獲個体埋設穴の整備の支援
- 3 スマート捕獲技術等導入支援
わな見回りや止めさしたシカの林内運搬の効率化に資する機器導入の支援

第3 補助事業者

要綱別表第1の補助事業者の欄に定める「森林所有者、森林組合等（再造林地を管理し、ニホンジカ捕獲を実行する者に限る）」の詳細は、次のとおりとする。

- 1 「再造林地」とは、要綱又は岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。）に係る補助事業にて人工造林された2齢級以下の森林をいう。
- 2 「森林組合等」とは、森林所有者と森林経営受委託契約書等を締結し、再造林地を管理する権限を有することが明らかな林業事業体等（市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、森林法施行令第11条第8号に規定する団体その他知事が認める者。）をいう。

第4 補助対象経費等

補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

また、県が実施する他の補助金（岐阜県野生鳥獣個体数管理事業 等）や市町村が実施する他の補助金を受けない経費であるものに限る。ただし、市町村が実施するスマート捕獲技術等導入支援への嵩上げ補助金は除く。

第5 事業計画書の提出

補助事業者は、事業計画書（別記第1号様式）を作成し、所管する農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。所長は、管内の補助事業者から提出のあった事業計画書を審査のうえ、それらを取りまとめ、写しを森林経営課長（以下「課長」という。）に提出する。

第6 事業の内示

- 1 課長は、第5に基づき提出された事業計画書を審査し、予算の範囲内で予定補助金額を決定し、所長に通知する。
- 2 所長は、前項の通知を受けた予定補助金額の範囲内で補助事業者ごとの予定補助金額を決定し、補助事業者へ通知する。

第7 補助金の交付申請

補助事業者は、所長から事業の内示を受けたときは、速やかに規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱第1号様式）を作成し、事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（要綱第2号様式）を添付して所長に提出する。

第8 補助金の交付決定

所長は、補助金の交付申請があったときは、規則第5条に基づき補助金の交付を決定し、規則第6条及び要綱第5条に規定する条件を付して、別記第2号様式により補助事業者に通知する。

第9 補助金の交付決定前着手届

事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合には、補助事業者は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第3号様式）を所長に提出する。

第10 事業の周知

補助事業者は、本事業にて購入した機器等に清流の国ぎふ森林・環境基金を活用した旨を表示するとともに、狩猟免許等の取得者や本事業の成果を活用して実施するシカ捕獲の従事者に対して、清流の国ぎふ森林・環境基金を活用した事業である旨を周知する。

第 11 事業計画の変更等

- 1 補助事業者は、補助金交付決定通知書を受けた後に、要綱別表第 2 に掲げる変更、事業の中止又は廃止を行うときは、事業計画の変更承認申請書（別記第 4 号様式）に次の書類を添付の上、所長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 変更事業計画書
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 1 に該当しない変更の場合は、変更計画書を作成し、説明資料を付して所長へ報告する。
- 3 要綱別表第 2 の事業の内容の変更の欄に掲げる変更は、この要領において次のとおりとする。
 - (1) 3 割を超える事業費の増減
 - (2) 補助金の額の増
 - (3) 事業内容の変更（当初計画になかった支出項目を追加するとき。）
- 4 所長は、第 11 の 1 に係る申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められる際は事業計画の変更承認（別記第 5 号様式）を補助事業者に通知する。
- 5 所長は、第 11 の 2 に係る報告があったときは、その内容に応じて補助事業者に必要な指示を行う。

第 12 補助金の変更交付申請

- 1 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後に、第 11 の 1 に係る変更が生じた場合は、第 11 条 4 の変更承認を受けたのち、速やかに、要綱第 5 条第 3 項に規定する事業変更承認申請書（要綱第 3 号様式）に次の書類を添付し、所長に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) その他知事が必要と認める書類

第 13 補助金の変更交付決定

所長は、第 12 の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金額を変更するものと認めたときは、変更交付決定通知（別記第 6 号様式）により補助事業者に通知する。

第 14 実績報告

補助事業者は、規則第 13 条及び要綱第 8 条に定める実績報告書（要綱第 6 号様式）に、事業実績書（別記第 1 号様式の附表）、収支決算書（要綱第 8 号様式）及び次の書類を添付し所長に提出する。

- 1 支払経費明細書（別記第 7 号様式）
- 2 支出に係る証拠書類（領収書、支出金調書等の支払金額と支出先が確認できる書類。実行経費により事業費を算出する場合は、実行経費を算出した資料）
- 3 ニホンジカ捕獲箇所を記した再造林地の施業図及び箇所位置図（別記第 8 号様式）
- 4 本事業の実施状況および購入した機器等に係る写真

第 15 確認、補助金の額の確定

- 1 所長は、実績報告書の提出を受けたときは、確認要領に基づき事業内容の確認を行うものとする。第2の2わな捕獲関連施設等整備支援については、実績内容に応じて、岐阜県森林整備事業検査要領（平成13年4月2日森第2号農山村整備局長通知。以下「検査要領」という。）及び「定額補助方式の森林整備関係事業における実行経費算出の手引き」により確認を行う。
- 2 所長は、確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、別記第9号様式により補助事業者へ通知する。

第16 実施状況報告等

- 1 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を所長に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、所長から進捗状況等の報告を求められた場合には、求められた内容を速やかに報告しなければならない。
- 3 所長は、課長から進捗状況等の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。
- 4 所長は年度事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書の写しを課長に提出する。

第17 事業実施後の活動状況報告

- 1 補助事業者は、事業実施翌年度以降の活動状況について、第10号様式により、所長に報告するものとする。なお、報告対象期間は事業実施年度の翌年度から3年間とし、報告期限は毎年4月末日とする。
- 2 所長は、管内の補助事業者からの報告をとりまとめ、課長に提出する。

第18 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格50万円以上のもの）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、所長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがある。

第19 書類、帳簿等の整備及び保管

補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等（補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類）を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間）保存しなければならない。

附 則

この要領は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度事業から適用する。

別表

1 わな捕獲体制整備支援

補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
森林所有者や森林組合等が、再造林地におけるシカ食害の防止を図るため、主体的にわな捕獲を行う体制を構築するために必要な経費に係る支援 ・報償費（講師、捕獲指導者謝金） ・旅費（講師旅費、研修会等への参加旅費） ・役務費（切手、郵送料、保険料） ・需要費（消耗品、材料等の購入費（単価 50 千円以下）、各種資料等の印刷費） ・使用料等（会議室等の賃料、機器レンタル料等） ・備品購入費（単価 50 千円を超える物品の購入に係る経費） ・負担金（狩猟免許取得費、研修会等への参加費） 【補助率】 10/10 以内で予算の範囲内の額 【補助限度額】 1,000 千円/補助事業者 ただし、「1 わな捕獲体制整備支援」と「2 わな捕獲関連施設等整備支援」の補助額の合計は 1,000 千円/補助事業者 以内の額とする	・わな捕獲体制の構成員は、猟友会員等、補助事業者以外の者を構成員に含むことができる。なお、補助事業者以外の者を捕獲体制の構成員とする場合は、その者と構成員となる旨の書面を交わす等し、書面によりその内容を証することができなければならない。 ・本事業では、捕獲体制を整備するための研修会の開催及び捕獲活動を実施するものとする。 ・補助事業者は、捕獲指導者を 1 名以上確保し、事業を実施すること。 ・講習会開催費、くくりわな、野生動物確認用センサーカメラ（外部記録媒体、電池含む）、狩猟免許取得（講習会受講費、手数料）等の費用を対象とする。 ・原則、汎用性の高い消耗品並びに備品は対象外とする。 ・備品は、事業終了後の扱いを明確にして、補助事業者が責任を持って維持・管理を行うこと。

2 わな捕獲関連施設等整備支援

補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
わな捕獲に必要な施設等を整備するために必要な経費に係る支援 ・工事請負費（捕獲個体埋設穴設置工事） ・需要費（消耗品、材料等の購入費（単価 50 千円以下）） ・使用料等（機器レンタル料等（機器の運搬費を含む）） ・備品購入費（単価 50 千円を超える物品の購入に係る経費） ・労務費（補助事業者が自ら、現場にて捕獲個体埋設穴、誘導柵、捕獲場所を整備する労務を対象とし、その準備や移動等に要する労務は対象としない。また、実行経費方式での積算となるため、作業前後に時間を記録した写真を撮影する等、作業時間を記録すること。） 【補助率】 10/10 以内で予算の範囲内の額 【補助限度額】 1,000 千円/補助事業者 ただし、「1 わな捕獲体制整備支援」と「2 わな捕獲関連施設等整備支援」の補助額の合計は 1,000 千円/補助事業者 以内の額とする	・国庫補助事業の採択要件を満たさないものを対象とする。 ・捕獲個体埋設穴設置工事、誘導柵の整備、捕獲場所の整備等の費用を対象とする。

3 スマート捕獲技術等導入支援

補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
わな見回り及び止めさししたシカの林内運搬の効率化に資する機器導入に係る支援 ・機器購入費（上記効率化に資する機器の購入に係る経費） 【補助率】 1 / 2 以内で予算の範囲内の額 【補助限度額】 200 千円/補助事業者	・わな見回りの効率化に資する機器（捕獲通知機器、ドローン（捕獲通知機器より有利な場合に限る）等）の導入費用を対象とする。 ・止めさししたシカの林内運搬の効率化に資する機器（アシストスーツ、動力付きクローラ型一輪車、ポータブルウインチ、ブレーキ付き搬器等）の導入費用を対象とする。 ・導入した機器は、事業終了後の扱いを明確にして、補助事業者が責任を持って維持・管理を行うこと。